

立川市立柏小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第(平成29年改定)及び東京都いじめ防止対策推進条例、立川市子どもいじめ防止条例(平成29年改訂)に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。

※ いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有します。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない」（いじめの禁止）と規定されています。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はない」という共通認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするために、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

(2) 学校及び学校の教職員の責務 (いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、該当学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、該当学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有します。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行います。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたります。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 分かる授業づくり

児童等一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努めます。

(2) 人権教育の充実

本校の「わたしもぼくも みんな大切」の言葉を中心に、学校の教育活動全般を通じて人権教育を推進し、「いじめは絶対に許されない」ことを自覚させ、行動するように促していきます

(3) 道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」「いじめに第三者はいない」という認識を児童がもてるよう、命の大切さや生命尊重など教育活動全体を通じて指導し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにしていきます。

(4) 体験活動の充実

他者とのかかわりでコミュニケーション能力を養う体験活動を体系的・計画的に実施します。

(5) 学級経営の充実

学級活動に、互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気づかせる活動を取り入れたりして児童等の自己有用感や自己肯定感、自尊感情を育むようにします。

また、集団の秩序を確立し、閉塞感を持たせないようにするなど、前向きかつ主体的に学ぶ集団作りを進めます。

(6) インターネットやSNSを通じて行われるいじめに対する対策

全校児童等のインターネットやSNSの使用状況等の現状把握に努め、児童等及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行います。

また、保護者会や児童会による広報活動、学校便り等を通して、保護者、児童への四中校区SNSルールの定着を図っていきます。特にスマートホン等がいじめを助長する場合があること等を保護者に具体的な事案を交えて広報することで、保護者が不用意に児童にスマートホン等の端末機器を買わせないように啓発を進めています。

(7) 教職員の共通理解

校内委員会及び毎月2回の夕会及びを活用し、気になる児童について共通理解を図り、教職員全体で見守ります。

また、いじめの受けた児童に関しては、いじめが解決した後も、学年間における十分な引き継ぎを行い、長期にわたって見守っていきます。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、毎学期1回、児童等に対するアンケート調査を実施します。

(2) 教育相談の実施

定期的な教育相談期間を設けて、全児童等を対象とした教育相談（担任・児童の面談）を実施します。スクールカウンセラーと5年全児童の面談を1学期末までに行います。

(3) 日記や連絡帳の活用

日記や連絡帳を活用して、児童等及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築します。

(4) いじめ防止に関する研修の実施

いじめ防止に関する研修を年間計画（職員会議・長期休業中等）に位置づけて実施し、日々の

観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図ります。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告します。
- (2) 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を立川市教育委員会に報告します。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童等・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行います。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童等が安心して教育を受けるために必要な措置を講じます。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企画した場合等)
- ② いじめにより児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、立川市教育委員会へ事態発生について報告します。
- ② 立川市教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、関係機関を含めた調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供します。
- ④ 調査結果を立川市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとります。
※立川市教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力します。

7 教職員研修と保護者学習会

- (1) 日々の職員朝会や職員会議等でいじめに関する事例や人権教育プログラム(学校教育編)を通して研修に努めます。
- (2) 専門機関より講師の派遣を要請して、校内研修会を進めます。
- (3) P T Aの組織を通して、家庭教育学習の機会を設け、専門機関より講師の派遣を要請して、保護者の学習会等を進めます。

8 いじめ防止の年間計画

- (1) いじめについて、校長より児童朝会等を活用し、児童に講話をします。
- (2) いじめについて、教員より学級活動等を活用し、児童等に指導をします。
- (3) 人権週間を中心に、全校児童が人権標語に取り組み、集会等で学年代表が発表し、その標語を校内に年間掲示します。
- (4) 本校の人権教育のスローガン「わたしもぼくも みんなたいせつ」を年度当初に周知します。

9 学校評価と基本方針の改善

- (1) 学校関係者評価（保護者アンケート、児童アンケート）では、いじめについての項目や自由記述の意見を参考に学校運営の改善を図ります。
- (2) 基本方針の改善につきましては、毎年、見直しの機会を設け、保護者・地域の声を検討・改善してよりよい基本方針を示します。

10 保護者・地域への啓発と広報

- (1) 学校だよりをはじめ、各種便りを学校ホームページに掲載し、人権尊重やいじめ防止についての啓発を図ります。
- (2) 保護者・地域の関係諸団体にいじめ防止基本方針を周知し、理解・協力を求めます。
- (3) 保護者・地域住民は、該当校の児童等にいじめられている等の気にかかる状況がある場合、情報提供への協力をています。

* この立川市立柏小学校いじめ防止基本方針は、平成26年9月1日付から施行する。

*立川市子どものいじめ防止条例の公布の日、平成26年5月30日付から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行することを受けている。

*平成27年6月30日一部改正

*平成28年6月30日一部改正

*平成30年3月26日一部改正